

No	分類	質問	回答
1	事業目的・概要	本事業の実施目的を教えてください。	「ゼロエミッション東京」の実現に向けては、CO2排出量の削減に加え、大気中のCO2を吸収し、除去する取組も重要です。 本事業は、CDRクレジット創出・取引のためのビジネスモデル創出や新規方法論策定を支援することで、CDRクレジットの創出・取引拡大や都内企業の競争力強化につなげることを目的としています。
2	事業目的・概要	「運営事務局による伴走支援」とは、具体的にどのような内容ですか。	採択後の事業計画の策定から実証事業の実施場所の確保、関係者との調整等、実証事業の実施に係る事業者の取組に対して、助言を行います。 具体的な支援内容は、採択された事業者のニーズを踏まえて、協議のうえ決定します。
3	応募要件	応募対象事業者について、会社形態(株式会社、合同会社、NPO、社団法人、個人事業主など)に制約はありますか。	日本国内に法人格を有し、次のいずれかに該当する事業者を対象とします。 ①株式会社、持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)、監査法人、弁護士法人等のいわゆる土業に係る営利法人 ②特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人 ③その他東京都が認める者
4	応募要件	大手企業の傘下である事業者(いわゆるみなし大企業)であっても、応募の対象となりますか。	募集要項に記載の応募要件を満たしていれば、応募の対象となります。
5	応募要件	カーボンクレジットの創出支援事業者のみが応募の対象となりますか。	CDR分野に係る全ての企業が対象になります。例えば、CDR関連の技術・ソリューションプロバイダー、クレジット創出・取引に係る事業者および支援事業者等を含みますが、これに限りません。
6	応募要件	CDRクレジットの実績がなくても応募の対象となりますか？	本事業は都内企業における中長期的な視点も含めたCDRカーボンクレジットの創出・取引拡大を目的としているため、現時点で実績がなくても将来的にCDRクレジットの創出・取引拡大につながる事業に取り組む事業者は募集の対象となります。
7	応募要件	拠点(登記)が東京都外でも応募可能ですか。	都内に本店又は支店登記がなされている事業者が応募対象となります。
8	応募要件	「①クレジットを活用したビジネスモデルの構築」は具体的にどのような内容を想定していますか？	CDRを活用したクレジット事業を実施する為の取組全般を指します。 例えば、技術・手法等の需要先の開拓や運転、クレジット創出プロセスの構築、販売先確保等の取組が挙げられますが、これに限りません。
9	応募要件	「①クレジットを活用したビジネスモデルの構築」区分は実証事業期間内に、クレジットの認証取得まで完了する必要がありますか。	新たなCDR技術や除去量の測定手法の開発等、CDRクレジットの創出に資する事業であれば、実証事業の期間内にクレジットの認証を取得することを必須の要件とするものではありません。

No	分類	質問	回答
10	応募要件	「②新規方法論の策定」区分は実証事業期間内に、方法論策定およびクレジット発行体の承認まで完了する必要がありますか。	必ずしも実証期間内に方法論の策定や承認まで完了する必要はありません。その前段階の検討も対象となります。例えば、方法論の策定に向けて必要な技術的なデータの取得、吸収・除去量の定量化手法の開発、日本・東京都におけるGHG削減インパクトの評価等が挙げられますが、これに限りません。
11	応募要件	「②新規方法論の策定」区分は既存の方法論の改訂に向けた検討も対象になりますか？	新規策定のみならず改訂に関する取組も対象になります。
12	応募要件	CO2の吸収・除去活動を実施しても、クレジットの認証取得は行わない、またはその予定がない場合も、本事業の支援対象となりますか。	本事業はクレジットの創出促進を目的とするため、認証取得を目的としない実証事業は支援対象外です。
13	応募要件	DACの導入など、工業系クレジットの創出は、本事業の支援対象となりますか。	本事業では支援対象になります。
14	応募要件	1社が複数の提案を行うことは可能でしょうか。	可能です。ただし、採択される実証事業は1社につき最大1件です。
15	応募要件	グループ内企業と連携し、支援体制を組んで応募することは可能ですか。	可能です。ただし提案にあたっては、代表1社が提案する必要があり、同社が都と協定を締結することになります。
16	応募要件	創出を目指すクレジットの種類に制約はありますか。	創出を目指すクレジットの種類は限定しておらず、国が認証するJ-クレジットのほか、国内外の民間認証機関が発行するいわゆる「ボランタリークレジット」も想定しています。各実証事業において、どのようなクレジットの認証を目指すかは、採択する事業者の提案を踏まえて決定します。
17	応募要件	実証は、必ず都内で実施しなければなりませんか。	都外（海外も含む）で実施する実証も対象になります。
18	応募要件	参加スタートアップに求められる定期的な進捗報告等について、月一回の報告のほか、デイリーのコミュニケーションは発生しますか。	月一回の進捗報告が求められますが、追加でのコミュニケーションの頻度や方法については、事業の進捗や事業者のニーズに応じて調整します。
19	審査	審査はどのようになされますか。また、審査結果は開示されますか。	審査は、提出書類の事前審査および外部有識者等で構成する審査会におけるプレゼンテーション審査の結果に基づいて行います。審査結果については、応募者に対して個別に連絡する予定です。
20	審査	過去に採択された事例や、審査ポイントなど教えてください。	令和6年度、7年度の採択事業者に関する詳細は本事業ホームページをご覧ください。但し今年度の事業とは事業内容が異なることにご留意ください。本事業の審査ポイントは募集要項に記載の審査の観点をご参照ください。
21	審査	審査観点として、農業従事者への還元、地域への貢献等のコベネフィットは重視されますか。	コベネフィットは審査項目にはなっていませんが、コベネフィットが各審査項目に寄与する場合、評価対象となることがあります。

No	分類	質問	回答
22	審査	特定の課題解決にフォーカスした提案よりも、再現性のある提案の方が高評価となりますか。	ご提案頂いたCDRテーマの技術水準やクレジット創出拡大の時間軸（短期/中長期）等に 応じた多角的な視点で評価されます。
23	協定	協定は、採択決定後に更新の必要はありませんか。	協定は本事業の期間内(約3年間)有効であり、原則として、期間中に更新や変更は必要あり ません。 採択後の手続きに関する詳細は、各参加事業者に別途案内します。
24	協定	公募申請および採択後の協定締結時に採択を辞退することは可能ですか。	採択決定後に辞退することは想定しておりません。
25	協定金	支援の対象となる費用項目にはどのようなものがありますか。	負担金の対象は、実証事業に係るものとして明確に区分できる経費で、各年度内に契約、履 行及び支払いが完了した経費であり、実証事業に従事する従業員の人件費や実証事業の実 施に必要となる設備の調達費用等を想定しています。具体的な費目については、採択された 事業者との個別の協議により決定します。
26	協定金	当事業を運営するために採用した方への人件費や、委託先への業務委託料などは 協定金の対象となりますか。	実証事業に係るものとして明確に区分できる経費で、各年度内に契約、履行が完了した経費 であれば、人件費や業務委託料も経費の対象となります。具体的な対象費目は、採択事業 者との個別の協議により決定します。
27	協定金	実証のための開発に係る場所の賃借料は協定金の対象となりますか。また、都外の 場所に係る賃借料でも対象となりますか。	実証事業の実施のために新たに賃借し、かつ実証事業専用の施設等として用いる場合には対 象となり得ます。既に賃借しているオフィス等の賃借料は原則として対象となりません。具 体的な適否は採択事業者との個別の協議により決定します。
28	協定金	協定金の主な対象経費として挙げられている、人件費の単価の算定基準はありませ んか。	人件費の単価は、原則として、毎年度経済産業省が公表する等級単価一覧表に基づき計算 していただけます。但し、役員や時給制の方等は別途定める方法により計算していただけます。
29	協定金	協定金の対象経費となる「委託費」 について、委託率・外注率の上限はありますか。	委託率・外注率が著しく高い場合は認められない場合があります。詳細は、採択事業者との個 別の協議により決定します。
30	協定金	事業期間中、または事業期間後に交付済みの協定金の返還を求められる場合はあ りますか。	実証事業に係る協定の締結後、採択事業者の責めに帰すべき理由により協定を解除し事業 を中止した場合、支払い済みの協定金の返還を求める可能性があります。 事業者の責めに帰すべき理由による協定解除の例としては、公募時の提出資料に虚偽があっ た場合や、実証事業の実施者として社会通念上相応しくない行為があった場合などが考えられ ます。
31	協定金	計画した事業成果が得られなかった場合、協定金の返還の必要はありますか。	必要ありません。ただし、事業の遂行にあたり真摯な取組が求められます。意図的な怠慢や不 正が認められた場合は、協定金の返還を求めることがあります。
32	事業期間	事業の目標成果を計画よりも早く達成した場合、実証の最長期間（令和10年12 月）より前に終了することはできますか。	実証事業を計画よりも前倒しで実施することは都との協議の上で可能です。但し、年度毎にお 支払い可能な協定金に上限額がありますことにご留意ください。

No	分類	質問	回答
33	事業期間	実施期間終了月（令和10年12月）より前に実証が終了する計画を立てことは可能ですか。	早期に実証事業が終了する計画とすることは可能です。但し、年度毎にお支払い可能な協定金に上限額がありますことにご留意ください。
34	取得財産	本実証実証に関連して収入が得られた場合、東京都に返金する必要がありますか。	実証事業に必要な取組に付随して得られた成果物と判断できるもの（クレジットの売却益等）は、事業者に帰属するものとし、返金は不要です。
35	取得財産	実証事業の実施に伴い生み出された著作権や知的財産等は東京都に帰属しますか。	実証事業の実施に当たり、事業者が実施した取組に付随して得られた成果物・著作物に対する著作権その他の知的財産権は、事業者に帰属します。